

奈良県告示第三百三十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
ほ場整備事業	平成六年三月二日	安倍地区	平成四年度から平成十六年度まで	平成十七年三月二十五日